

平成 17 年 3 月 1 日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課長 殿

農林水産省消費・安全局  
農薬対策室長

「食品中に残留する農薬等の暫定基準（第 2 次案）等について」に対する意見について

このことについて、別添のとおり、該当する食品中に残留する農薬等の暫定基準（第 2 次案）を変更いただくよう要望します。

なお、要望の内容は次のとおりです。

- |                                   |     |    |
|-----------------------------------|-----|----|
| (1) いわゆるマイナー農作物の経過措置に伴う登録保留基準の採択  | 29  | 基準 |
| (2) 国内における農薬使用成績（作物残留試験成績等）に基づく変更 | 63  | 基準 |
| (3) 第 2 次案における各種基準の誤記等に伴う訂正       | 28  | 基準 |
| 合計                                | 120 | 基準 |

また、上記以外に資料の誤記等が、16 基準ありましたので参考までお知らせします。

(参考)

## 臭化メチル及びリン化アルミニウムについて

我が国の輸入植物検疫は、「植物防疫法」(昭和25年5月4日法律第151号)に基づき、海外から植物の病害虫が我が国に侵入、まん延して農作物等に被害を及ぼすことを防ぐために、輸入植物類の検査を実施し、その結果病害虫が発見された植物類に対しては消毒を実施し輸入を認めています。

当該消毒は、臭化メチル、リン化アルミニウム等によるくん蒸が一般的ですが、これは、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示206号)第4条に定める基準に基づき実施されています。

また、臭化メチルによる土壌くん蒸等は、2005年から原則全廃(検疫用途は適用除外)されますが、ピーマンやキュウリ等では土壌伝染性ウイルス等への我が国での使用が不可欠用途として国際的に認められています。

一方、臭化メチルの食品衛生法に基づく残留農薬基準が設定されたのは昭和48年で「臭素」を規制対象物質として小麦に基準が設定され、その他の基準については平成4年に設定されたものであると承知していますが、今回、基準の変更をお願いしている作物にはその当時は基準が設定されておりません。農林水産省としては、残留試験結果から「臭化メチル」として残留しないことをもって登録を継続してきたものであります。

この度、改正食品衛生法に基づき食品中に残留する薬剤等の暫定基準(第2次案)が貴省より公表され、パブリックコメントに付されたことから、臭化メチル(分析対象:臭素)及びリン化アルミニウム(分析対象:リン化水素)についての残留実態の調査を実施したところであり、今般、その結果を踏まえ、暫定基準に対する植物防疫の観点からの意見を別添のとおり取りまとめました。

これらの薬剤については、今後とも病害虫の侵入及びまん延防止等適切な植物防疫の実施のために重要なものと考えますので、御検討方よろしく願います。

## 1 臭化メチル

## (検疫用途)

植物検疫では、海外からの病害虫の侵入・まん延防止のため臭化メチルによる消毒を輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき実施しています。消毒に使われる臭化メチルは農薬取締法に基づき検疫用途として登録されたものでありその使用方法に沿って使用していますが、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー及びえだまめについては臭素の残留が大きいこと、他に消毒方法がないことから、今後の確な植物検疫の実施のために以下のとおり暫定基準値の修正をお願いします。

なお、ブロッコリーについてはcodexの基準を超えた要望となっておりますが、残留実態から見て同じアブラナ科のキャベツに準じた基準を導入することが円滑な植物検疫の実施を図る上で必要不可欠と考えます。

## (不可欠用途)

不可欠用途については、オゾン層を破壊する物質を規制する「モントリオール議定書締約国会合」の審査の結果、臭化メチルに替わる防除方法がなく農業生産に不可欠との判断から、既登録の範囲での使用が国際的に認められたものであり、臭化メチル以外に防除手段のない、土壌伝染性ウイルス病の防除のため、2005年にはメロンで194t、スイカで129t及びキュウリで88tの使用が許可されています。その使用にあたっては、農薬取締法により定められた使用方法で使用しますが、今後の農作物の安定生産を維持するために以下のとおり、暫定基準値の修正をお願いします。

なお、キュウリについてはcodexの基準を超えた要望となっておりますが、同じウリ科植物の残留実態に応じた基準をそれぞれ導入することが円滑な病害虫防除の実施を図る上で必要不可欠と考えます。

作物名	区分	分析値				変更要望値	暫定2次案
芽キャベツ	1	71.3	68.0			100	50
カリフラワー	1	51.6	38	27.5		100	50
ブロッコリー	1	87.2	84.8	66		110	30
えだまめ	1	86.4	42	34	37	110	50
ピーマン	2	112	104			150	20
上記以外のナス科植物	2	ピーマンのデータに基づく				150	40
きゅうり	2	36.3	106.2	101.1		150	100
メロン類(果実)	2	172	113			230	50
すいか(果実)	2	52.9				100	40

注1) 区分1の作物の分析値は、くん蒸後の残留値 - くん蒸前残留値

注2) 区分2の作物は不可欠用途としての土壌くん蒸が認められている作物であり、国産作物での分析値である。

## 2 リン化アルミニウム

「らっかせい」についてcodexの基準が提案されていますが、現在「豆類」での登録があること及び「らっかせい」の分析結果からも登録保留基準を採用するようお願いします。

作物名	分析値	要望値	暫定2次案
らっかせい	0.029	0.1	0.01

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	D B E D C ( N o . 1 0 )
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	5 p p m
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟フジマメ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟フジマメ
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	5 p p m
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	5 p p m
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

注：類型については次のとおり。

- 1 - 1 コーデックス基準と登録保留基準があり、コーデックス基準を採用したもの
- 1 - 2 コーデックス基準と登録保留基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 1 - 3 コーデックス基準あるが国内試験成績を勘案したもの
- 2 コーデックス基準を採用したもの
- 3 - 1 登録保留基準と外国基準があり、登録保留基準を採用したもの
- 3 - 2 - 1 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用したもの
- 3 - 2 - 2 登録保留基準と外国基準があり、外国基準を採用するが、その平均値につき特別の取扱いをしたもの
- 4 登録保留基準を採用したもの
- 5 - 1 外国基準を採用したもの
- 5 - 2 外国基準を採用するが、その平均値につき特別の取扱いをしたもの
- 6 各分野ごとの食品の基準の整合性に配慮したもの
- 7 代謝物等、関連物質の基準の整合性に配慮したもの
- 8 同一その他の組織又は臓器の基準を参考としたもの
- 9 国内試験成績を勘案したもの

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	アゾキシストロピン(No.34)	
食品分類名	上記以外のかんきつ類果実	
第2次案基準値(ppm)	1 ppm	
類型	5 - 1	
要望基準値(ppm)	10 ppm	
要望類型	3 - 1	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(サンショウ(実))の経過措置承認があるため。	
経過措置	経過措置作物 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)	サンショウ(実) 小粒果実類 10 ppm
登録内容	作物残留試験実施作物 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値] 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)	- - - - -
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	米(玄米)
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	水稻に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	水稻
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.08 ppm
登録保留基準農作物分類	0.2 ppm
登録保留基準値(ppm)	米
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	とうもろこし
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟トウモロコシ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟トウモロコシ
登録保留基準農作物分類	小麦以外の麦・雑穀
登録保留基準値(ppm)	0.1 ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	カリフラワー
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(カリフラワー)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	カリフラワー
経過措置 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	ブロッコリー
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(ブロッコリー)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	ブロッコリー
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(カキチシャ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	カキチシャ
経過措置 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	ねぎ(リーキを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ネギに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ネギ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.23 ppm
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	トマト
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(ミニトマト)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	ミニトマト
経過措置 登録保留基準農作物分類	第2果菜類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	1 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ピーマンに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ピーマン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.21 ppm
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	なす
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ナスに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ナス
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.13 ppm
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	上記以外のなす科野菜
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(甘長トウガラシ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	甘長トウガラシ
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	すいか
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	スイカに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	スイカ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.11 ppm
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	まくわうり
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(マクワウリ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	マクワウリ
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(アマランサス、エゴマ、エンサイ等)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	アマランサス、エゴマ、エンサイ等
経過措置 登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	3 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(サンショウ(実)) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	サンショウ(実)
経過措置 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	3 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	あんず(アプリコットを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アンズに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	アンズ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.29 ppm
登録保留基準農作物分類	小粒果実類
登録保留基準値(ppm)	3 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	ぶどう
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	3 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ブドウに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ブドウ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.349 ppm
登録保留基準農作物分類	小粒果実類
登録保留基準値(ppm)	3 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	イミダクロプリド(No.78)
食品分類名	マンゴー
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	マンゴーに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	マンゴー
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.49 ppm
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	インドキサカルブ(No.82)
食品分類名	上記以外のあぶらな科野菜
第2次案基準値(ppm)	3 ppm
類型	5 - 1
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(ワサビ)の経過措置承認があるため。
経過措置	
経過措置作物	ワサビ
登録保留基準農作物分類	根茎類
登録保留基準値(ppm)	0.1 ppm
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	インドキサカルブ(No.82)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟ソラマメ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ソラマメ
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	エテホン(No.89)
食品分類名	小麦
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	小麦に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	小麦
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.6 ppm
登録保留基準農作物分類	小麦
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	エテホン(No.89)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	3 ppm
類型	5 - 1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	3 - 1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。なし(日本なし・西洋なし)の農薬登録があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	エトフェンプロックス(No.94)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ、未成熟フジマメ)の経過措置承認があるため。
経過措置	経過措置作物 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)
	未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ、未成熟フジマメ さや付未成熟豆類 5 ppm
登録内容	作物残留試験実施作物 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値] 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)
	- - - - -
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	エトフェンプロックス(No.94)
食品分類名	マルメロ
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(マルメロ)の経過措置承認があるため。
経過措置	マルメロ
登録内容	登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)
	第2大粒果実類 2 ppm
登録内容	作物残留試験実施作物 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値] 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)
	- - - - -
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	エンドスルファン(No.106)
食品分類名	ばれいしょ
第2次案基準値(ppm)	0.2ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	バレイショに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	バレイショ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.062ppm
登録保留基準農作物分類	いも類
登録保留基準値(ppm)	0.5ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	エンドスルファン(No.106)
食品分類名	てんさい
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.5ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	テンサイに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	テンサイ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.349ppm
登録保留基準農作物分類	てんさい
登録保留基準値(ppm)	0.5ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	クレソキシムメチル(No.158)
食品分類名	上記以外の果実
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	15 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(イチジク、サルナシ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	イチジク、サルナシ
経過措置 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	15 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	クロルピリホス(No.183)
食品分類名	ネクタリン
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	-
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準1 ppmがあり、ネクタリンの経過措置承認があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	クロルフェナピル(No.185)
食品分類名	上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(サンショウ(実)) の経過措置承認があるため。
経過措置作物	サンショウ(実)
経過措置 登録保留基準農作物分類	小粒果実類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジチアノン(No.232)	
食品分類名	なつみかんの果実全体、グレープフルーツ、上記以外のかんきつ類果実	
第2次案基準値(ppm)	3ppm	
類型	1-1	
要望基準値(ppm)	5ppm	
要望類型	1-2	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	かんきつの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。	
経過措置	経過措置作物	-
	登録保留基準農作物分類	-
登録内容	登録保留基準値(ppm)	-
	作物残留試験実施作物	ナツミカン、スダチ、カボス
登録内容	作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ナツミカン(1.56ppm)、スダチ(0.88ppm)、カボス(2.53ppm)
	登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
	登録保留基準値(ppm)	みかん以外のかんきつ類: 5ppm
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジチアノン(No.232)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	5 ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェック漏れ。ナシ(日本ナシ、西洋ナシ)の農薬登録があり、第2大粒果実類として0.5 ppmの登録保留基準があるため、登録保留基準欄に0.5 ppmを記載する必要がある。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
経過措置登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジメトエート(No.267)
食品分類名	かぶの根
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カブの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	カブの(根)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	カブの根: 0.25 ppm
登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジメトエート(No.267)
食品分類名	キャベツ
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キャベツの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	キャベツ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.563 ppm
登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジメトエート(No.267)
食品分類名	たまねぎ
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	タマネギの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	タマネギ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.079 ppm
登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジメトエート(No.267)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟ササゲ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ササゲ
経過措置 登録保留基準農作物分類	野菜
経過措置 登録保留基準値(ppm)	1 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	芽キャベツ、カリフラワー
第2次案基準値(ppm)	50 ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	100 ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	芽キャベツ、カリフラワーの作残データがあるため(芽キャベツ:71.3 ppm、カリフラワー:51.6 ppm)
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	ブロッコリー
第2次案基準値(ppm)	30 ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	110 ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ブロッコリーの作残データがあるため(87.2 ppm)
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値(ppm)	20ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	150ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ピーマンの作残データがあるため(112ppm)
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	上記以外のなす科野菜
第2次案基準値(ppm)	40 ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	150 ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トウガラシ類の作残データがあるため(ピーマン:112 ppm)
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	きゅうり(ガーキンを含む)
第2次案基準値(ppm)	100ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	150ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キュウリの作残データがあるため(106.2ppm)
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	すいか
第2次案基準値(ppm)	40ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	100ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	スイカの作残データがあるため(52.9ppm)
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	メロン類果実
第2次案基準値(ppm)	40 ppm
類型	5 - 1
要望基準値(ppm)	230 ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	メロンの作残データがあるため(172 ppm)。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	臭素(臭化メチル)(No.271)
食品分類名	えだまめ
第2次案基準値(ppm)	50 ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	110 ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	エダマメの作残データがあるため(86.4 ppm)
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリホリン(No.385)
食品分類名	トマト
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トマトの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	トマト
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.06 ppm
登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリホリン(No.385)
食品分類名	きゅうり(ガーキンを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キュウリの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	キュウリ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.448 ppm
登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリホリン(No.385)
食品分類名	いちご
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	イチゴの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	イチゴ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.808 ppm
登録保留基準農作物分類	野菜
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	パラコート(No.423)
食品分類名	茶
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	農薬取締法によって茶に登録済み。実際にも使用されている。茶の作残データがあるため(<0.06ppm)
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンチオン(No.488)
食品分類名	大豆、小豆類、かんしょ、やまいも(長いもをいう)、さとうきび
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.02 ppm
要望類型	9
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	農薬取締法によって大豆等上記作物に登録済み。実際にも使用されている。ダイズ、アズキ、カンショ、ヤマイモ、サトウキビの作残データがあるため(ダイズ:<0.005 ppm、アズキ:<0.005 ppm、カンショ:<0.003 ppm、ヤマイモ:<0.005 ppm、サトウキビ<0.005 ppm)。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)
食品分類名	上記以外のきく科野菜
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準0.5ppmがあり、タラゴンの経過措置承認があるため。
経過措置作物	タラゴン
登録保留基準農作物分類	-
経過措置登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)
食品分類名	パセリ
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準0.5ppmがあり、パセリの経過措置承認があるため。
経過措置作物	パセリ
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)
食品分類名	みつば
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	2.0ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準2.0ppmがあり、ミツバの経過措置承認があるため。
経過措置作物	ミツバ
登録保留基準農作物分類	-
経過措置登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)
食品分類名	上記以外のせり科野菜
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準0.5ppmがあり、コリアンダー、セリ、デイルの経過措置承認があるため。
経過措置	
登録内容	
経過措置作物	コリアンダー、セリ、デイル
登録保留基準農作物分類	-
経過措置登録保留基準値(ppm)	-
登録内容作物残留試験実施作物	-
登録内容作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容登録保留基準農作物分類	-
登録内容登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)
食品分類名	上記以外のなす科野菜
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準0.5ppmがあり、シトウ、トウガラシ等の経過措置承認があるため。
経過措置	
登録内容	
経過措置作物	シトウ、トウガラシ等
登録保留基準農作物分類	-
経過措置登録保留基準値(ppm)	-
登録内容作物残留試験実施作物	-
登録内容作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容登録保留基準農作物分類	-
登録内容登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)	
食品分類名	ネクタリン	
第2次案基準値(ppm)	-	
類型	-	
要望基準値(ppm)	1.0ppm	
要望類型	-	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準1.0ppmがあり、ネクタリンの経過措置承認があるため。	
経過措置	経過措置作物 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)	ネクタリン - -
登録内容	作物残留試験実施作物 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値] 登録保留基準農作物分類 登録保留基準値(ppm)	- - - - -
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンピロキシメート(No.492)
食品分類名	マンゴー
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	1.0ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行残留農薬基準の誤記。残留基準1.0ppmがあり、マンゴーの経過措置承認があるため。
経過措置作物	マンゴー
登録保留基準農作物分類	-
経過措置登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンブコナゾール(No.493)
食品分類名	りんご
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	リンゴの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	リンゴ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.439ppm
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンブコナゾール(No.493)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ナシ(日本ナシ、西洋ナシ)の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	-
経過措置 登録保留基準農作物分類	-
経過措置 登録保留基準値(ppm)	-
登録内容 作物残留試験実施作物	ナシ(日本ナシ)
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.314 ppm
登録内容 登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録内容 登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンブコナゾール(No.493)
食品分類名	ぶどう
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	3 ppm
要望類型	1 - 3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ブドウの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ブドウ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.144 ppm
登録保留基準農作物分類	小粒果実類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェンヘキサミド(No.497)
食品分類名	上記以外のゆり科野菜
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.1ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(ラッキョウ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	ラッキョウ
経過措置 登録保留基準農作物分類	鱗茎類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	0.1ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	プロフェジン(No.506)
食品分類名	オレンジ(ネーブルオレンジを含む)、上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カンキツ(ミカンを除く)の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	オレンジ、レモン
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	オレンジ: 0.64 ppm レモン: 0.48 ppm
登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フルアジホップ(No.518)
食品分類名	上記以外のせり科野菜
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(センキュウ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	センキュウ
経過措置 登録保留基準農作物分類	根・茎類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
登録内容 作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容 登録保留基準農作物分類	-
登録内容 登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フルジオキシニル(No.525)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	3 - 1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	3 - 1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟ソラマメ、未成熟ササゲ、未成熟フジマメ等)の経過措置承認があるため。
経過措置	経過措置作物 未成熟ソラマメ、未成熟ササゲ、未成熟フジマメ等
	登録保留基準農作物分類 さや付未成熟豆類
	登録保留基準値(ppm) 5 ppm
登録内容	作物残留試験実施作物 -
	作物残留試験結果 -
	[適用範囲内での実測最大値]
	登録保留基準農作物分類 -
	登録保留基準値(ppm) -
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フルスルファミド(No.528)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.1ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(モロヘイヤ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	モロヘイヤ
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	0.1ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	プロシモドン(No.547)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	3 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(シソ(穂シソ))の経過措置承認があるため。
経過措置作物	シソ(穂シソ)
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	5 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	プロフェノホス(No.558)
食品分類名	てんさい
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	Codex基準なし。テンサイの農薬登録があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	てんさい
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.015 ppm
登録保留基準農作物分類	てんさい
登録保留基準値(ppm)	0.1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	米(玄米)
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	水稻の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	水稻
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.03 ppm
登録保留基準農作物分類	米
登録保留基準値(ppm)	0.1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	ばれいしょ
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	バレイショの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	バレイショ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.06 ppm
登録保留基準農作物分類	いも類
登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	トマト
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トマトの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	トマト
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.35 ppm
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値(ppm)	1ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ピーマンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ピーマン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.88ppm
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値(ppm)	2ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	上記以外のなす科野菜
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(トウガラシ等)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	トウガラシ等
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	きゅうり(ガーキンを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キュウリの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	キュウリ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.5 ppm
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	かぼちゃ(スカッシュを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(ズッキーニ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	ズッキーニ
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
経過措置 登録保留基準値(ppm)	2 ppm
登録内容 作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	メロン類果実
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	メロンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	メロン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.23 ppm
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタラキシル及びメフェノキサム(No.631)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(シソ、チヨロギ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	シソ、チヨロギ
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類、根茎類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容	
農薬名（農薬 No.[第2次案]）	メチダチオン（No.632）	
食品分類名	なつみかんの果実全体	
第2次案基準値(ppm)	2 ppm	
類型	1 - 1	
要望基準値(ppm)	5 ppm	
要望類型	1 - 2	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カンキツ（ミカン除く）の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。	
経過措置	経過措置作物	-
	登録保留基準農作物分類	-
経過措置	登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	作物残留試験実施作物	ナツミカン
	作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ナツミカン：2.36 ppm
	登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
登録内容	登録保留基準値(ppm)	5 ppm
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メチダチオン(No.632)
食品分類名	レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む)、 グレープフルーツ、ライム
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カンキツ(ミカン除く)の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ナツミカン、キンカン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ナツミカン：2.36 ppm キンカン：1.10 ppm
登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm
備考	ミカンを除くカンキツの代表としてナツミカン、キンカンで作物残留試験を行っている。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メチダチオン(No.632)
食品分類名	パイナップル
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	パイナップルの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	パイナップル
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.015 ppm
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	0.2 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メチダチオン(No.632)
食品分類名	茶
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チャの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	チャ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.35 ppm
登録保留基準農作物分類	茶
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	リン化水素(No.664)
食品分類名	らっかせい
第2次案基準値(ppm)	0.01ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.1ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	マメ類の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	アズキ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.036ppm
登録保留基準農作物分類	豆類
登録保留基準値(ppm)	0.1ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。  
また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル(No.140)	
食品分類名	大豆	
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm	
類型	1-1	
要望基準値(ppm)	1 ppm	
要望類型	1-2	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオファネートメチルにダイズの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。	
経過措置	経過措置作物	-
	登録保留基準農作物分類	-
	登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	作物残留試験実施作物	ダイズ(チオファネートメチル)
	作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.5 ppm(換算後0.28 ppm)
	登録保留基準農作物分類	大豆
	登録保留基準値(ppm)	1 ppm(チオファネートメチル)
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル(No.140)
食品分類名	アスパラガス
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオファネートメチルにアスパラガスの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	作物残留試験実施作物 アスパラガス(チオファネートメチル)
	作物残留試験結果 0.68 ppm [適用範囲内での実測最大値] (換算後0.38 ppm)
	登録保留基準農作物分類 第2葉菜類
	登録保留基準値(ppm) 5 ppm(チオファネートメチル)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル(No.140)	
食品分類名	トマト	
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm	
類型	1-1	
要望基準値(ppm)	2 ppm	
要望類型	1-3	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオファネートメチルにトマトの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。	
経過措置	経過措置作物	-
	登録保留基準農作物分類	-
	登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	作物残留試験実施作物	トマト(チオファネートメチル)
	作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.49 ppm(換算後0.83 ppm)
	登録保留基準農作物分類	第2果菜類
	登録保留基準値(ppm)	5 ppm(チオファネートメチル)
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル(No.140)
食品分類名	上記以外の果実
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(チオファネートメチルにアケビ、チェリモヤ、ゴレイシ、カリン、パッションフルーツ等)の経過措置承認があるため。
経過措置	経過措置作物 アケビ、チェリモヤ、ゴレイシ、カリン、パッションフルーツ等の経過措置承認があるため。
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類、小粒果実類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm(チオファネートメチル) (カルベンダジム換算として3 ppm)
登録内容	作物残留試験実施作物 - 作物残留試験結果 - [適用範囲内での実測最大値] 登録保留基準農作物分類 - 登録保留基準値(ppm) -
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル(No.140)
食品分類名	くり
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオファネートメチルにクリの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	クリ(チオファネートメチル)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	<0.05 ppm (換算後 <0.028 ppm)
登録保留基準農作物分類	ナッツ類
登録保留基準値(ppm)	5 ppm(チオファネートメチル)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルボフラン(No.143)
食品分類名	ダイコン類(ラディッシュを含む)の葉
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	7
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カルボスルファンにダイコンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるカルボフランの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ダイコン(葉)(カルボスルファン)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.339 ppm(ただし、カルボスルファン:<0.003 ppm、カルボフラン:<0.005 ppm、OH-カルボフラン:0.331 ppmの総和。いずれもカルボフラン換算)
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm(カルボスルファン)
備考	使用したカルボスルファンが検出されず、代謝物であるカルボフラン(OH-カルボフランを含む)のみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	カルボフラン(No.143)
食品分類名	ねぎ(リーキを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	7
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	カルボスルファンにネギの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるカルボフランの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ネギ(カルボスルファン)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.267 ppm(ただし、カルボスルファン:<0.003 ppm、カルボフラン:0.123 ppm、OH-カルボフラン:0.141 ppmの総和。いずれもカルボフラン換算)
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm(カルボスルファン)
備考	使用したカルボスルファンが検出されず、代謝物であるカルボフラン(OH-カルボフランを含む)のみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジチオカルバメート(No.233)
食品分類名	メロン類果実
第2次案基準値(ppm)	0.5 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ポリカーバメイトにメロンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	メロン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.48 ppm(ポリカーバメイト)
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm(ポリカーバメイト)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	ライ麦、上記以外の穀類
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ムギ類の農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	小麦、大麦
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	小麦：0.19 ppm 大麦：0.05 ppm
登録保留基準農作物分類	小麦、小麦以外の麦・雑穀
登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm
備考	ライ麦等を含む麦類の代表として小麦及び大麦で作物残留試験を行っている。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	ねぎ(リーキを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ネギの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ネギ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.41 ppm
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ピーマンの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ピーマン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.49ppm
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	きゅうり(ガーキンを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.2ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	キュウリの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	キュウリ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.05ppm
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	上記以外のうり科野菜
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	ユウガオの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ユウガオ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	<0.1ppm
登録保留基準農作物分類	第2果菜類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	未成熟えんどう
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	サヤエンドウの農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	サヤエンドウ
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.07 ppm
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメホン(No.364)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	いわゆるマイナー農作物(未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメノール(No.363)
食品分類名	小麦、ライ麦、上記以外の穀類
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメホンのムギ類に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	小麦、大麦
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	小麦：0.19 ppm(ただし、トリアジメホン：<0.02 ppmとトリアジメノール：0.17 ppmの総和)、大麦：0.05 ppm(ただし、トリアジメホン：0.01 ppmとトリアジメノール：0.04 ppmの総和)
登録保留基準農作物分類	小麦、小麦以外の麦・雑穀
登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm(トリアジメホン)
備考	使用したトリアジメホンが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメノール(No.363)
食品分類名	ねぎ(リーキを含む)
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメホンのネギに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ネギ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.41 ppm(ただし、トリアジメホンとトリアジメノールの総和)
登録保留基準農作物分類	第2葉菜類
登録保留基準値(ppm)	1 ppm
備考	例えば、麦類やサヤエンドウで見られるように、使用したトリアジメホンが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にある。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメノール(No.363)
食品分類名	ピーマン
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメホンのピーマンに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ピーマン
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.49ppm(ただし、トリアジメホン:0.1ppmとトリアジメノール:0.39ppmの総和)
登録保留基準農作物分類	第1果菜類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	例えば、麦類やサヤエンドウで見られるように、使用したトリアジメホンが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にある。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメノール(No.363)
食品分類名	未成熟えんどう
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメホンのサヤエンドウに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるトリアジメノールの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	サヤエンドウ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.07ppm(ただし、トリアジメホン:<0.01ppmとトリアジメノール:0.06ppmの総和)
登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
登録保留基準値(ppm)	1ppm
備考	使用したトリアジメホンが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリアジメノール(No.363)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	0.1ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	トリアジメホンにいわゆるマイナー農作物(未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ)の経過措置承認があるため。
経過措置作物	未成熟ササゲ、未成熟ソラマメ
経過措置登録保留基準農作物分類	さや付未成熟豆類
経過措置登録保留基準値(ppm)	1ppm
登録内容作物残留試験実施作物	-
登録内容作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録内容登録保留基準農作物分類	-
登録内容登録保留基準値(ppm)	-
備考	例えば、麦類やサヤエンドウで見られるように、使用したトリアジメホンが検出されず、代謝物であるトリアジメノールのみが検出されるケースが実際にある。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	大豆
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのダイズに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ダイズ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.046 ppm(チオジカルブ) (換算後0.042 ppm)
登録保留基準農作物分類	大豆
登録保留基準値(ppm)	0.2 ppm(チオジカルブ)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	ばれいしょ
第2次案基準値(ppm)	0.02 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アラニカルブのバレイショに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメソミルの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	バレイショ(アラニカルブ)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	メソミル: 0.055 ppm
登録保留基準農作物分類	いも類
登録保留基準値(ppm)	0.5 ppm(アラニカルブ)
備考	使用したアラニカルブが検出されず、代謝物であるメソミルのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	すいか
第2次案基準値(ppm)	0.2ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	1ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アラニカルブのすいかに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメソミルの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	すいか(アラニカルブ)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	メソミル: 0.208ppm
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	2ppm(アラニカルブ)
備考	使用したアラニカルブが検出されず、代謝物であるメソミルのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	メロン類果実
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	0.3 ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アラニカルブのメロンに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメソミルの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	メロン(アラニカルブ)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	メソミル: 0.097 ppm
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm(アラニカルブ)
備考	使用したアラニカルブが検出されず、代謝物であるメソミルのみが検出されるケースが実際にあることを示した。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)	
食品分類名	なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む)、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実	
第2次案基準値(ppm)	1 ppm	
類型	1-1	
要望基準値(ppm)	10 ppm	
要望類型	1-3	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのカンキツに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。	
経過措置	経過措置作物	-
	登録保留基準農作物分類	-
	登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	作物残留試験実施作物	カンキツ(チオジカルブ)
	作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ナツミカン: 1.3 ppm、カボス: 1.85 ppm、スダチ: 3.39 ppm(3.39 ppmのメソミル換算後3.09 ppm)
	登録保留基準農作物分類	みかん以外のかんきつ類
	登録保留基準値(ppm)	10 ppm(チオジカルブ)
備考		

注: 代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	りんご
第2次案基準値(ppm)	2ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	5ppm
要望類型	1-2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのリンゴに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	リンゴ(チオジカルブ)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.78ppm(換算後1.62ppm)
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	3ppm(チオジカルブ)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	2 ppm
類型	1 - 1
要望基準値(ppm)	3 ppm
要望類型	1 - 2
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのナシ(日本なし、西洋なし)に農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ナシ(日本ナシ)(チオジカルブ)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	1.49 ppm (換算後1.36 ppm)
登録保留基準農作物分類	第2大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	3 ppm(チオジカルブ)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メソミル及びチオジカルブ(No.625)
食品分類名	もも
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	1-1
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	チオジカルブのももに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	もも(チオジカルブ)
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.571 ppm (換算後0.52 ppm)
登録保留基準農作物分類	第1大粒果実類
登録保留基準値(ppm)	2 ppm(チオジカルブ)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタミドホス(No.629)
食品分類名	小豆類
第2次案基準値(ppm)	0.2ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	2ppm
要望類型	1-3
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アセフェートのアズキに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメタミドホスの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	アズキ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	0.594ppm(ただし、メタミドホスのみ)
登録保留基準農作物分類	小豆類
登録保留基準値(ppm)	3ppm(アセフェートの残留基準)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタミドホス(No.629)
食品分類名	はくさい、きょうな
第2次案基準値(ppm)	0.7ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	2ppm
要望類型	7
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アセフェートのハクサイ、キョウナに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメタミドホスの基準値を超過する可能性があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	ハクサイ、キョウナ
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ハクサイ：0.972ppm(ただし、メタミドホスのみ)、キョウナ：0.483ppm(ただし、メタミドホスのみ)
登録保留基準農作物分類	はくさい、きょうな
登録保留基準値(ppm)	5ppm(アセフェートの残留基準)
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容	
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メタミドホス(No.629)	
食品分類名	みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む)、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実	
第2次案基準値(ppm)	0.4 ppm	
類型	5-1	
要望基準値(ppm)	1 ppm	
要望類型	7	
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	アセフェートのカンキツに農薬登録があり、作物残留試験の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、代謝物であるメタミドホスの基準値を超過する可能性があるため。	
経過措置	経過措置作物	-
	登録保留基準農作物分類	-
	登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	作物残留試験実施作物	カンキツ
	作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	ミカン：0.083 ppm(ただし、メタミドホスのみ)。ナツミカン：0.247 ppm(ただし、メタミドホスのみ)。カボス：0.015 ppm(ただし、メタミドホスのみ)。スタチ：0.02 ppm(ただし、メタミドホスのみ)
	登録保留基準農作物分類	かんきつ類
	登録保留基準値(ppm)	5 ppm(アセフェートの残留基準)
備考		

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メチルイソチオシアネート、ダゾメット及びメタム(No.633)
食品分類名	だいこん類(ラディッシュを含む)の根、だいこん類(ラディッシュを含む)の葉、かぶの根、かぶの葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、上記以外のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフェー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む) 上記以外のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、上記以外のゆり科野菜、にんじん、パースニック、パセリ、セロリ、みつば、上記以外のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり(ガーキンを含む)、かぼちゃ(スカッシュを含む)、しろうり、上記以外のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、しょうが
第2次案基準値(ppm)	0.2 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録基準のチェックもれ。メタム(カルメトリウム塩)の登録保留基準として野菜類0.5 ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果	-
[適用範囲内での実測最大値]	
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名（農薬 No.[第2次案]）	ジウロン（No.209）
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	日本なし：0.5 ppm 西洋なし：0.8 ppm
類型	5 - 1
要望基準値(ppm)	0.05 ppm
要望類型	3 - 1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ（日本ナシ、西洋ナシ）に農薬登録があり、登録保留基準として果実0.05 ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	
備考	登録保留基準欄に0.05 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジクロベニル(No.222)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	日本なし:0.1ppm 西洋なし:0.3ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	0.2ppm
要望類型	3-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ(日本ナシ、西洋ナシ)に農薬登録があり、登録保留基準として果実0.2ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に0.2ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジクワット(No.228)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	0.04 ppm
類型	5-1
要望基準値(ppm)	0.03 ppm
要望類型	3-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ(日本ナシ、西洋ナシ)に農薬登録があり、登録保留基準として果実0.03 ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に0.03 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ジノテフラン(No.238)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	2ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ(日本ナシ、西洋ナシ)に農薬登録があり、登録保留基準として第2大粒果実類2ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に2ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	スピロジクロフェン(No.279)
食品分類名	あんず(アプリコットを含む)
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として小粒果実類5 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に5 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	スピロジクロフェン(No.279)
食品分類名	パパイヤ、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2大粒果実類2 ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に2 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	スピロジクロフェン(No.279)
食品分類名	なつめやし、上記以外の果実
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として小粒果実類5 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に5 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	チアクロプリド(No.324)
食品分類名	上記以外の野菜
第2次案基準値(ppm)	5 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2果菜類1 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に1 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	チアメトキサム(No.329)
食品分類名	にら
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	2 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2葉菜類2 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に2 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

農林水産省の個別案件に対する様式について（提案）

項目	内容
農薬名（農薬 No.[第2次案]）	チアメトキサム（No. 329）
食品分類名	茶
第2次案基準値(ppm)	20 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	15 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。茶の登録保留基準は15 ppmであるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	クロチアニジン(No.329-1)
食品分類名	にら
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2葉菜類5 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に5 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	テトラジホン(No.345)
食品分類名	みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む)、グレープフルーツ、ライム、上記以外のかんきつ類果実
第2次案基準値(ppm)	1ppm
類型	3-1
要望基準値(ppm)	3ppm
要望類型	3-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。カンキツの農薬登録があり、登録保留基準としてかんきつ3ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に3ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	テトラジホン(No.345)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	5 ppm
類型	5 - 1
要望基準値(ppm)	1 ppm
要望類型	3 - 1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。ナシ(日本ナシ、西洋ナシ)に農薬登録があり、登録保留基準として果実1 ppmが設定されているため。
経過措置	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に1 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	テブコナゾール(No.346)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	0.5ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	0.5ppm(登録保留基準欄に1ppmを記載する。)
要望類型	1-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2大粒果実類1ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に1ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	テフルベンズロン(No.352)
食品分類名	未成熟えんどう
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	5 ppm
要望類型	4
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として未成熟えんどう5 ppmが設定されているため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	デルタメトリン及びピラロメトリン(No.355)
食品分類名	にら
第2次案基準値(ppm)	0.1 ppm
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	にらは、従来、上記以外のゆり科野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外のゆり科野菜の基準0.5 ppmを採用する必要があるため。
経過措置	
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	デルタメトリン及びピラロメトリン(No.355)
食品分類名	たけのこ
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	たけのこは、従来、上記以外の野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外の野菜の基準0.5ppmを採用する必要があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	トリフルラリン(No.379)
食品分類名	ケール
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	-
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行基準が0.1 ppmであるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	ノバルロン(No.412)
食品分類名	なす
第2次案基準値(ppm)	1 ppm
類型	-
要望基準値(ppm)	0.5 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行基準が0.5 ppmであるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェノブカルブ(No.483)
食品分類名	にら
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	にらは、従来、上記以外のゆり科野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外のゆり科野菜の基準0.3ppmを採用する必要があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	フェノプロカルブ(N0.483)
食品分類名	たけのこ
第2次案基準値(ppm)	-
類型	-
要望基準値(ppm)	0.3ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	たけのこは、従来、上記以外の野菜として扱ってきたが、今回の暫定基準の設定から新たな項目として扱うこととしたものである。このため、上記以外の野菜の基準0.3ppmを採用する必要があるため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。



項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	プロパルギット(No.553)
食品分類名	日本なし、西洋なし
第2次案基準値(ppm)	5 ppm
類型	2
要望基準値(ppm)	5 ppm(登録保留基準欄に3 ppmを記載する。)
要望類型	1-1
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準のチェックもれ。登録保留基準として第2大粒果実類3 ppmが設定されているため。
経過措置	
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
登録内容	
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	登録保留基準欄に3 ppmを記載する。

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	プロピコナゾール(No.554)
食品分類名	パイナップル
第2次案基準値(ppm)	0.05 ppm
類型	-
要望基準値(ppm)	0.1 ppm
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	現行基準が0.1 ppmであるため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
作物残留試験実施作物	-
作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。

(参考)

項目	内容
農薬名(農薬 No.[第2次案])	メピコートクロリド(No.645)
食品分類名	茶
第2次案基準値(ppm)	10ppm
類型	4
要望基準値(ppm)	-(削除)
要望類型	-
主な理由 [誤記/経過措置/作物残留試験成績/等]	登録保留基準の設定がないため。
経過措置作物	-
登録保留基準農作物分類	-
経過措置 登録保留基準値(ppm)	-
登録作物残留試験実施作物	-
登録作物残留試験結果 [適用範囲内での実測最大値]	-
登録保留基準農作物分類	-
登録保留基準値(ppm)	-
備考	

注：代謝物の作物残留試験成績の場合も、上記に詳述するものとする。

また、作物残留試験成績等データの詳細は、別紙を参照することとする。